

マイナポイント第2弾のお知らせ

◎めじかでのマイナポイントの申込期限は令和5年9月29日(金)まで!観光商工課でのみ可能です。

※マイナポイントの申込み対象者は令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方です。

※マイナポイントの申込は9月30日(土)まで可能な決済事業者もありますが、めじかと同様に早く申し込みが終了する決済サービスもあるため、ご注意ください。

●下記①～③の条件を達成することで最大20,000円分のマイナポイントがもらえます!

★申し込みは原則ご本人のみです。(申請者が未成年の場合は、法定代理人が行うことができます。)

- ① マイナンバーカードの取得+20,000円までのチャージまたはお買い物・・・最大5,000円分のポイント
- ② マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込み・・・7,500円分のポイント
- ③ 公金受取口座の登録・・・7,500円分のポイント

※ご自身のスマートフォン等から申し込みできるキャッシュレス決済サービスもあります。

●申し込み支援を観光商工課(市役所2階)で実施中!

★受付時間:平日8時30分~17時(お昼休みも申し込み対応を行っています)

※窓口が混雑している際にはお待たせすることや、マイナポイント申込専用回線の全国的な混雑等により手続きがその日のうちに完了しない場合があります。例えば、電子証明書の有効期限が設定されていない場合・有効期限が切れている場合などは更新が必要なため当日中に申し込みができません。あらかじめご了承ください。

※申し込み状況の確認や一度手続きをされている場合でも、毎回マイナンバーカードとパスワードが必要です。

●マイナポイント申込みに必要なもの

(観光商工課で申し込みをする場合、必ずご持参ください。)

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの電子証明書のパスワード(数字4桁)
- ・ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスについてわかるもの(ご本人名義のカード、スマートフォン等)
※例: Meji-Ca めじか、楽天Edy(サニカ等)、WAON、dカード、d払い、paypay、aupay
- ・公金受取口座に登録する口座番号がわかるもの(ご本人名義の通帳等)
- ・めじかで上記①の5,000円分のポイントを取得する場合は、チャージする現金20,000円(※観光商工課以外でチャージしてもポイントは取得できません。)

【マイナポイント申込みに関する問い合わせ先】

観光商工課 ☎ 82-1115